

(平成25年3月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

鹿児島厚生年金 事案 913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 15 日から 45 年 6 月 10 日まで

私は、昭和 44 年 8 月から 45 年 6 月まで A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間中は間違いなく、トラック運転手の助手として働いていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間当時、B 県 C 市（現在は、D 市）の同じ所在地に、A 社という同じ名称の 2 社が厚生年金保険の適用事業所として存在していたことが確認できるところ、それぞれ昭和 51 年 2 月 1 日付け、及び 59 年 7 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本では、A 社は、平成 5 年 5 月 26 日付けで解散登記されており、当時の事業主は既に死亡し、その妻、及び当該登記簿謄本に記載されている同社の清算人とは連絡が取れないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が助手をしていたと主張するトラック運転手の元同僚は、既に死亡している上、前述の 2 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の加入記録のある元同僚のうち、連絡の取れた 7 人に聴取したものの、申立てを裏付ける証言は得られなかった。

さらに、当該 2 社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間に係る加入記録が確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 42 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 41 年 9 月頃から A 社に勤務していた。実際の職場は、同社の元請の B 社の工場であったが、別の C 社の現場で働いたこともある。

私は、A 社の事業主の氏名を覚えており、その妻から厚生年金保険に加入していると聞いていたのに、私には加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の元事業主の氏名を挙げているところ、オンライン記録では、当該元事業主と同姓同名の厚生年金保険被保険者は確認できない上、申立期間当時、D 市内に A 社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないことから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、D 市内には、B 社という名称の厚生年金保険適用事業所が 1 社確認できるものの、その所在地が、申立人が主張する所在地と異なることから、当該事業所は、申立てに係る事業所ではないと考えられる。

さらに、D 市内には、B 社に類似する名称の厚生年金保険適用事業所、及び C 社という名称の厚生年金保険適用事業所が確認できるところ、それぞれの厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。